

佐賀県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年八月二十三日から平成二十三年九月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区	間	
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字坂田字二本 杉一三一七番三地从先から	後 四五・四	変更前 幅員 メートル
	杵島郡白石町大字坂田字二本 杉一三一七番三地从先から	後 三〇・二	延長 メートル
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字坂田字二本 杉一三一七番三地从先から	前 三五・四	延長 メートル
	杵島郡白石町大字坂田字二本 杉一三一七番三地从先から	前 三〇・二	